

スタンダード科目解説

第3回／全8回



一般的な基本書を通読しただけでは理解しにくいテーマや頻出テーマについて、重要なポイントをわかりやすく動画で解説します。

雇用保険法

社会保険労務士
山川 靖樹
(山川社労士予備校)



●被保険者

学習の
ポイント

適用事業に雇用される労働者であって適用除外者以外のものは、雇用保険の被保険者となります。被保険者は、「一般被保険者」「高年齢被保険者」「短期雇用特別被保険者」「日雇労働被保険者」の4つに分類されます。

(1) 適用事業

条文

【強制適用事業（法5条1項）】

この法律においては、労働者が雇用される事業を適用事業とする。

【任意適用事業（法附則2条1項、令附則2条）】

次に掲げる事業（国、都道府県、市町村その他これらに準ずるものの事業及び法人である事業主の事業（事務所に限る）を除く）であって、常時5人以上の労働者を雇用する事業以外の事業は、当分の間、任意適用事業とする。ただし、水産の事業のうち、船員が雇用される事業は、任意適用事業としない。

イ) 土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽植、栽培、採取若しくは伐採の事業その他農林の事業

ロ) 動物の飼育又は水産動植物の採捕若しくは養殖の事業その他畜産、養蚕又は水産の事業

📢 ちょっとアドバイス!

◆適用事業の構造

事業所	船員が雇用される事業		水産の事業	強制適用事業
	国・都道府県・市町村、 法人経営		すべての業種	
	個人経営	常時5人以上	農林水産業以外の業種	
		常時5人未満	農林水産業（畜産養蚕含む）	任意適用事業

(2) 被保険者

被保険者の種類	適用要件		
イ) 一般被保険者	ロ)、ハ)、ニ)以外の被保険者		
ロ) 高年齢被保険者* ¹	65歳以上の被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く）		
ハ) 短期雇用特例被保険者	被保険者であって、 季節的に雇用されるもの のうち次のいずれにも 該当しない者 （日雇労働被保険者を除く） <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>a) 4か月以内の期間を定めて雇用される者</td> </tr> <tr> <td>b) 1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満である者</td> </tr> </table>	a) 4か月以内の期間を定めて雇用される者	b) 1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満である者
a) 4か月以内の期間を定めて雇用される者			
b) 1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満である者			
ニ) 日雇労働被保険者	被保険者である日雇労働者であって、一定の要件を満たす者をいう。 ※「日雇労働者」とは、次のいずれかに該当する労働者をいう。 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>a) 日々雇用される者</td> </tr> <tr> <td>b) 30日以内の期間を定めて雇用される者</td> </tr> </table> ⇒なお、原則として、前2か月の各月において18日以上同一の事業主の適用事業に雇用された者及び同一の事業主の適用事業に継続して31日以上雇用された者は除かれる。	a) 日々雇用される者	b) 30日以内の期間を定めて雇用される者
a) 日々雇用される者			
b) 30日以内の期間を定めて雇用される者			

📌 Advance

◆*¹高年齢被保険者の特例

次に掲げる要件のいずれにも該当する者は、厚生労働大臣に申し出て、当該申出を行った日から高年齢被保険者となることができます。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 2以上の事業主の適用事業に雇用される65歳以上の者であること。 一の事業主の適用事業における1週間の所定労働時間が20時間未満であること。 二の事業主の適用事業（申出を行う労働者の一の事業主の適用事業における1週間の所定労働時間が5時間以上であるものに限る）における1週間の所定労働時間の合計が20時間以上であること。 |
|---|